



2健第11085号  
令和3年3月5日

各 部 局 長  
教 育 長  
各委員会事務局長 様  
議 会 事 務 局 長  
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長  
福 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス  
感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」を2月14日で終了し、3月末までを「福島県新型コロナウイルス重点対策期間」として取り組んでいるところですが、その後、私立学校や医療機関、高齢者施設でクラスターが発生し、3月2日と3日には30名を超える新規感染者が確認され、3日時点の病床利用率は36.9%とステージ3の目安である25%を超えました。

再び、県内の医療提供体制への負荷が高まりつつあり、今後、飲食や会食等により新たなクラスターが発生した場合、年末年始の時を超える爆発的な感染拡大につながるおそれがあります。

このため、昨日開催しました「第60回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、重点対策への協力とともに、人の移動が活発になる年度末、年度初めに向けた下記の感染防止策の徹底を要請しましたのでお知らせします。

また、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を改正し、3月7日までとしている「緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛」については当面現在の取扱いを継続するとともに、「イベント等に関する協力依頼」については4月末までの期限としました。

つきましては、今回の決定内容等を踏まえ、感染防止対策の徹底を図るとともに、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 卒業式や入学式、入社式等の行事について
  - 感染防止策の徹底、人と人との間隔を十分に確保するなど適切な開催方法の検討
  - 飲食を伴う歓送迎会や謝恩会、お花見などの自粛
- 2 卒業旅行を含む旅行について
  - 緊急事態宣言対象地域、2月末に解除されて間もない6府県への旅行の自粛、その他の地域への旅行は慎重に検討
  - 旅行する場合、出来るだけ混雑しない平日の間に移動すること
  - 旅行時、大人数での会食など、感染リスクが高まる行動を避けることができない場合には、旅行そのものを控える。

事務担当 総括班企画・総合調整担当チーム  
電話(総括班) 024-521-7872  
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp